

2014年度冬季の電力需給対策について

2014年10月31日

電力需給に関する検討会合

2014年度冬季の電力需給見通しについては、経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置した「電力需給検証小委員会」において、第三者の専門家による検証を行った。

政府としては、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すべく、電力需給検証小委員会による需給見通しを踏まえて、2014年度冬季の電力需給対策を決定する。

1. 2014年度冬季の電力需給見通し

2014年度冬季の電力需給は、2011年度冬季並み(北海道電力及び沖縄電力管内については2010年度並み、東北電力及び東京電力管内については2013年度並み)の厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しである。

ただし、北海道電力管内については、他電力からの電力融通に制約があること、発電所一機のトラブル停止が予備率に与える影響が大きいこと、厳寒であるため、万一の電力需給のひっ迫が、国民の生命、安全を脅かす可能性があることなどの北海道の特殊性を踏まえ、リスクへの特段の備えが必要である。なお、北海道電力の電力料金の値上げが必要に与える影響も適切に考慮する必要がある。

<2015年2月の電力需給見通し>

(万kw)	東日本 3社	北海道	東北	東京	中部及び 西日本 6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
供給力	7,511	620	1,516	5,375	8,925	2,530	2,612	559	1,135	527	1,562	16,436	176
最大電力需要	6,928	557	1,391	4,980	8,513	2,393	2,535	521	1,048	500	1,516	15,441	115
供給－需要	583	63	125	395	412	137	77	38	87	27	46	995	61
(予備率)	8.4%	11.4%	9.0%	7.9%	4.8%	5.7%	3.0%	7.2%	8.3%	5.5%	3.0%	6.4%	53.4%

(参考)北海道電力の電気料金の値上げが必要に与える影響を勘案した場合

(万kw)	東日本 3社	北海道	東北	東京	中部及び 西日本 6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
供給力	7,511	620	1,516	5,375	8,925	2,530	2,612	559	1,135	527	1,562	16,436	176
最大電力需要	6,915	544	1,391	4,980	8,513	2,393	2,535	521	1,048	500	1,516	15,428	115
供給－需要	596	76	125	395	412	137	77	38	87	27	46	1,008	61
(予備率)	8.6%	14.0%	9.0%	7.9%	4.8%	5.7%	3.0%	7.2%	8.3%	5.5%	3.0%	6.5%	53.4%

2. 2014 年度冬季の電力需給対策

(1) 全国(沖縄電力管内を除く)共通の対策

①節電協力要請(数値目標を設けない)

- i) 現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、節電の協力を要請する。節電協力要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者に対して、配慮を行う。

※2014 年度冬季の需給見通しにおいて、節電の定着分(2010 年度最大電力比)として以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力管内	▲4.7%	東北電力管内	▲2.1%	東京電力管内	▲7.7%
中部電力管内	▲2.3%	関西電力管内	▲4.8%	北陸電力管内	▲2.8%
中国電力管内	▲1.3%	四国電力管内	▲4.6%	九州電力管内	▲3.7%

ii) 節電協力要請期間・時間帯

2014 年 12 月 1 日(月)から 2015 年 3 月 31 日(火)までの平日(ただし、12 月 29 日(月)から 31 日(水)まで及び 1 月 2 日(金)を除く。)の 9:00 から 21:00 まで(北海道電力及び九州電力管内については 8:00 から 21:00 まで)の時間帯とする。

②需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、以下の対策を行う。

- i) 発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、電力会社に対して、発電設備等の保守・保全を強化することを要請する。
- ii) 電力会社に対して、電力需給のひっ迫が予想される場合に、広域的な電力融通、自家発電事業者からの追加的な電力購入等を行えるよう準備することを要請する。
- iii) 電力会社に対して、随時調整契約等の積み増し、デマンドリスポンス等、需要面での取組の促進を図ることを要請する。
- iv) 需要家の節電を促進するため、事業者及び家庭向けに具体的でわかりやすい節電メニューの周知や需要家と連動した「節電・省エネキャンペーン」を行う。

(2) 北海道電力管内に対する対策

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、(1)に加え、以下の多重的な対策を行う。

① 計画停電回避緊急調整プログラム

計画停電を含む停電を回避するため、北海道電力は「計画停電回避緊急調整プログラム」を準備し、大規模な電源脱落等による需給ひっ迫時にこれを発動する。

計画停電回避緊急調整プログラムの目標値は、過去最大級の電源脱落(137 万 kW)が発生する場合でも、電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できるよう設定する。政府、北海道及び北海道電力は、北海道電力管内の主な需要家に対し、計画停電回避緊急調整プログラムの締結について協力を要請する。北海道電力は、計画停電回避緊急調整プログラムの契約状況を公表する。

i) 期間

2014 年 12 月 15 日(月)～2015 年 2 月 27 日(金)(全日)

ii) 対象

北海道内の大口需要家(契約電力が 500kW 以上)に協力を要請する。

iii) 目標値

実効ベースで 18 万 kW 以上の需要削減量を確保する。

② 自家発電設備の導入支援

政府は、自家発電設備の活用を図るため、北海道において設備の増強等を行う事業者に対して補助を行う。

③ 更なる需給ひっ迫時に備えた対策(緊急時ネガワット入札等)

過去最大級を上回る電源脱落の発生に備え、北海道電力は、①及び②では対応できない大規模な電源脱落時の電力需要の削減のため、緊急時ネガワット入札等の仕組みを整備する。

(3) 追加的な需給対策の検討

政府は、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不断に監視し、必要に応じて、更なる追加的な需給対策を検討する。特に北海道電力管内においては、状況に応じて、数値目標付きの節電協力要請を検討する。

(4) ひっ迫に備えた情報発信

- ①電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(インターネット事業者等)への情報提供を積極的に行う。
- ②上記の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は、「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電の協力を要請する。

2014年度冬季の電力需給対策について (概要)

2014年10月31日

電力需給に関する検討会合

1. 2014年度冬季の電力需給見通しについて

1. 2014年度冬季の電力需給は、①厳寒となるリスクや②直近の経済成長の伸び、③企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しである。
2. 北海道電力管内も予備率11.4%を確保できる見通しであるが、他電力からの電力融通に制約があることから、昨年と同様に、電源脱落リスクへの特段の対応を行うことが必要である。なお、北海道電力の電気料金の値上げが必要に与える影響も適切に考慮する必要がある。

2014年度冬季(2月)の見通し※

※ 2011年度並みの厳寒を想定し、直近の経済見通し、2013年度冬季の節電実績を踏まえた定着節電を織り込み。
(北海道電力及び沖縄電力管内は厳寒であった2010年度並み、東北電力及び東京電力管内は2013年度並み)

(万kW)	東日本 3社	北海道	東北	東京	中部及び 西日本 6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄※1
供給力	7,511	620	1,516	5,375	8,925	2,530	2,612	559	1,135	527	1,562	16,436	176
最大電力需要	6,928	557	1,391	4,980	8,513	2,393	2,535	521	1,048	500	1,516	15,441	115
供給－需要	583	63	125	395	412	137	77	38	87	27	46	995	61
(予備率)	8.4%	11.4%	9.0%	7.9%	4.8%	5.7%	3.0%	7.2%	8.3%	5.5%	3.0%	6.4%	53.4%

(参考)北海道電力の電力料金の値上げ※2が必要に与える影響を勘案した場合

(万kW)	東日本 3社	北海道	東北	東京	中部及び 西日本 6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄※1
供給力	7,511	620	1,516	5,375	8,925	2,530	2,612	559	1,135	527	1,562	16,436	176
最大電力需要	6,915	544	1,391	4,980	8,513	2,393	2,535	521	1,048	500	1,516	15,428	115
供給－需要	596	76	125	395	412	137	77	38	87	27	46	1008	61
(予備率)	8.6%	14.0%	9.0%	7.9%	4.8%	5.7%	3.0%	7.2%	8.3%	5.5%	3.0%	6.5%	53.4%

※1 沖縄電力については、本州と連系しておらず単独系統であり、また離島が多いため予備率が高くならざるを得ない面があることに留意する必要がある。

※2 規制部門において、15.33%値上げすることが認可された。ただし、激変緩和措置として、2014年11月1日から2015年3月31日までは12.43%の値上げ。

2. 2014年度冬季の電力需給対策について

2014年度冬季の電力需給対策

(1) 全国(沖縄電力管内を除く)での取組

全国において「数値目標を伴わない」一般的な節電の協力を要請※¹することに加え、大規模な電源脱落により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、電力会社に対して、発電設備等の保守・保全を強化することを要請する等の対策を講じる。また、産業界や一般消費者と連動した「節電・省エネキャンペーン」(次頁参考)を実施する。

※¹ 期間は12月1日から3月31日までの平日9時から21時まで(北海道電力及び九州電力管内については8時から21時まで)

(2) 北海道における追加的な取組

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、北海道電力に対して、「計画停電回避緊急調整プログラム※²」を準備することを要請する。計画停電回避緊急調整プログラムは、過去最大級の電源脱落(137万kW)が発生する場合でも予備率3%以上を確保できるよう、18万kW以上の需要削減量を確保することとする。

また、自家発電設備の活用を図るため、北海道において設備の増強等を行う事業者に対して補助を行う。

※² 予備率が1%を下回ることが予想される場合に、需要家に生産活動の一時停止や臨時休業等により、大幅に電力の使用を控えてもらう契約

(3) その他

政府は、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不断に監視し、必要に応じて、更なる追加的な需給対策を検討する。特に北海道においては、状況に応じて、数値目標付きの節電協力要請を検討する。

(参考)「節電・省エネキャンペーン」の実施について

全国での取組

(1) 産業界や一般消費者と連動した節電・省エネの推進

12月初頭から、一定以上の節電・省エネを宣言した一般消費者に対して省エネ家電のプレゼントを行う。また、一般消費者の節電・省エネの行動につながるような事業者の取組や行動の改善を促す情報を発信する。

(2) 政府による積極的な広報の展開

節電協力要請期間中、節電・省エネをテーマにした展示会、シンポジウム等において、政府から節電・省エネの取組を積極的に周知する。また、具体的にわかりやすい節電メニューを作成し、各種メディアやHP等により、節電・省エネを呼びかける。

北海道における追加・重点的な取組

節電協力要請期間における特別の取組

① 電力需給連絡会の開催

電力需給が厳しい北海道電力管内において、11月中に、北海道経済産業局及び関係自治体が、産業界を集めた電力需給連絡会を開催し、節電への協力を要請する。

② 街頭キャンペーン等のイベントの実施

北海道経済産業局、関係自治体及び北海道電力が連携して、節電期間が始まる12月初頭に、街頭で節電・省エネへの呼びかけ等を集中的に実施する。また、北海道経済産業局において、セミナー開催、冊子配布等とともに、メディアを積極的に活用して、家庭への周知徹底を図る。

2014年度冬季の政府の節電の取組について

平成 26 年 10 月 31 日

内 閣 官 房

「2014年度冬季の電力需給対策について」（平成 26 年 10 月 31 日電力需給に関する検討会合決定）に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

- ① 全国（沖縄電力管内を除く。）の政府の需要設備については、「2014年度冬季の電力需給対策について」の「2.（1）全国（沖縄電力管内を除く）共通の対策」に基づき、節電協力要請期間・時間帯*の使用最大電力の抑制に努める。

* 2014 年 12 月 1 日（月）から 2015 年 3 月 31 日（火）までの平日（ただし、12 月 29 日（月）から 31 日（水）まで及び 1 月 2 日（金）を除く。）の 9:00 から 21:00 まで（北海道電力及び九州電力管内については 8:00 から 21:00 まで）

- ② 具体的な節電の取組事項については、需要設備が存する地域の節電協力要請の内容を踏まえ、昨冬の各府省における取組や「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 26 年 10 月経済産業省作成）を参考にしつつ実施する。
- ③ なお、独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、各法人の需要設備が存する地域の節電協力要請の内容を踏まえ、「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 26 年 10 月経済産業省作成）を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう要請する。また、地方公共団体に対し、上記「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう奨励する。